

社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員の給与に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員の給与に関する事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程において、「職員」とは定款第34条第2項の規定に基づき、会長が任命した者をいう。

(給与の種類)

第3条 この規程による給与は、給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

(給料)

第4条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であって、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、期末手当及び勤勉手当を除いたものとする。

(給料表)

第5条 給料表（嘱託職員及び臨時職員を除く。）は、別表のとおりとする。

- 2 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、要綱で定める。
- 3 会長は、別に定めるところによりすべての職員の職を前項に規定する級のいずれかに格付けし、第1項の給料表により職員の給料を支給しなければならない。

(初任給、昇給、昇格等の基準)

第6条 職員の職務の級は、要綱で定める基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、要綱で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合、又は一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異なる他の職に移った場合における号級は、要綱の定めるところにより決定する。
- 4 職員の昇給は、毎年4月1日に、同日前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 5 前項の規定により職員を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、同項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として要綱で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳を超える職員に関する前項の規定の適用については、同項中「4号給」とあるのは、「2号給」とする。

- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
ただし、その者が60歳以上の場合で、恩給又は年金等受給しているときは、その額を勘案して決定する。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、要綱で定める。

(給与支給)

第7条 給与の計算期間（以下「給与期間」という。）は月の1日から末日までとし、支給日を21日（その日が休日、日曜日又は土曜日に当たるときは、その日前においてその日に最も近い休日、日曜日又は土曜日でない日）とする。ただし、特に必要のある場合にはその全部若しくは一部を繰り上げ又は繰り下げて支給することができる。

- 2 この規程に基づく給与は、直接本人に支払わなければならない。ただし、次に掲げるものについては、給与から控除することができる。

(1) 雇用保険料
(2) 健康保険料
(3) 厚生年金保険料
(4) 所得税
(5) 住民税
(6) 給与控除に関する協定（労働基準法第24条による）の項目

- 3 給与は、職員の申し出により口座振替の方法により支払うことができる。
- 4 新たに職員となった者には、その月から給料を支給し、昇給、降給等により給料額に異動を生じた者には、その月から新たに定められた給料を支給する。
- 5 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。ただし、死亡による退職の場合は、死亡した日の属する月まで給料を支給する。
- 6 前2項の規定により給料を支給する場合であって、給与期間の初日から支給するとき以外のとき又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときはその給料額はその給与期間の現日数から勤務を要しない日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(扶養手当等)

第8条 職員の扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当の支給については、直方市職員の例による。

- 2 期末手当、勤勉手当の支給については、国家公務員の例による。
- 3 管理職手当は、管理又は、監督の地位にある職員に、その職務の特殊性に基づいて、次表に掲げるとおり支給することとし、これらの職に占める職員に支給する管理職手当の額は、当該職員の給料月額に、職員の範囲に応じて次表に定める支給割合を乗じて得た額と

する。

職員の範囲	支 給 割 合
事務局長	給料月額の 100 分の 11
事務局次長（相当）	給料月額の 100 分の 7

(休職者の給与)

第9条 職員が疾病等により休職を命ぜられたときの給与支給については、直方市職員の例による。

(退職手当金)

第10条 職員が退職したときは、社会福祉法人直方市社会福祉協議会職員退職手当金支給規程により支給する。

(この規程の施行に関し必要な事項)

第11条 この規程の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和 54 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 6 年 3 月 30 日改正)

この規程は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(平成 8 年 5 月 29 日改正)

この規程は、平成 8 年 5 月 21 日から適用する。

附 則

(平成 8 年 10 月 1 日改正)

この規程は、平成 8 年 10 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 8 年 12 月 24 日改正)

この規程は、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 9 年 12 月 23 日改正)

この規程は、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 10 年 12 月 24 日改正)

この規程は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

(平成 11 年 12 月 24 日改正)

この規程は、平成11年4月1日から適用する。

附 則

(平成12年12月21日改正)

この規程は、平成12年4月1日から適用する。

附 則

(平成13年12月21日改正)

この規程は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

(平成14年12月20日改正)

この規程は、平成15年1月1日から施行する。

附 則

(平成17年12月22日改正)

この規程は、平成17年12月1日から適用する。

附 則

(平成19年12月20日改正)

この規程は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

(平成21年12月1日改正)

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

(平成22年12月1日改正)

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則

(平成23年12月1日改正)

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

附 則

(平成24年12月21日改正) 抄

(施行期日)

この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則

(平成26年12月19日改正)

この規程は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

(平成27年3月25日改正)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成28年3月25日から施行し、改正後のこの規程は、平成27年4月1日から適用する。

(切替日前の号給の調整)

- 2 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けている給料月額（以下「改定前給料月額」という。）に達しないこととなるものには、当分の間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和4年12月15日から施行し、改正後この規程は、令和4年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和5年12月18日から施行し、改正後この規程は、令和5年4月1日から適用する。